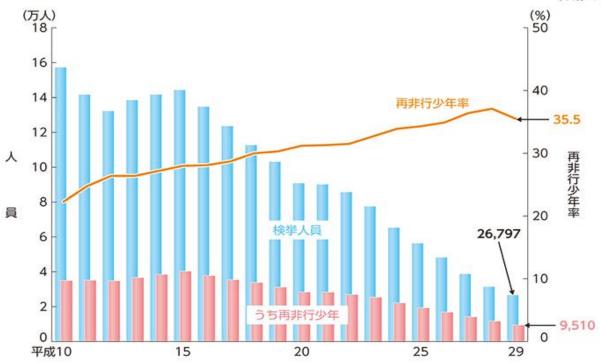
再犯の現状と防止対策(少年)

令和元年7月30日

横須賀市再犯防止対策連絡会議

横浜少年鑑別所

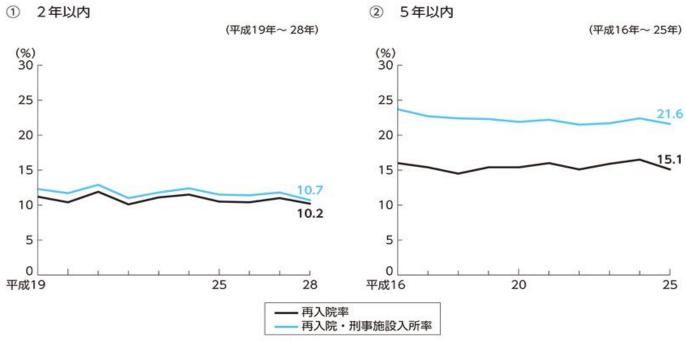




- 注 1 警察庁の統計による。
 - 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 - 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙(補導)されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 - 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

出典:平成30年犯罪白書

- ○検挙人員, 再非行少年の人員いずれも減少している。
- ○しかし、少年の刑法犯人員に占める再非行少年の人員の比率(再非行少年率)は、29年は前年より低下したものの、29年以前 までは上昇傾向にあった。



- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 - 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目(翌年)の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 - 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目(翌年)の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

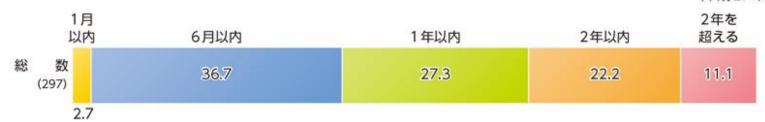
出典:平成30年犯罪白書

- ○刑務所出所者に比べて, 再入院・刑事施設入所率は低い。
- ○しかし、刑務所出所者(特に満期釈放者)の再入率の低下の幅に比べて、少年院出院者の再入院率及び再入院・刑事施設入所率 の低下の幅は小さく、横ばいに近い状態である。

図3

少年院再入院者の再非行期間別構成比

(平成27年)



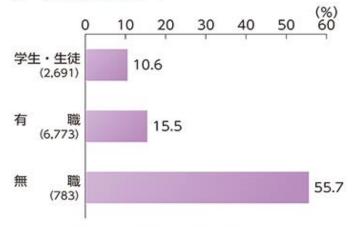
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 - 2 新たな少年院送致決定により再入院した者に限り、前回少年院出院後、再入院に係る少年院送致決定までの間に、保護観察処分、検察官送致、審判不開始又は不処分の決定を受けた者を除く。
 - 3 前回処分前の非行による再入院者及び施設在所中の非行による再入院者を除く。
 - 4 「再非行期間」は、前回少年院出院時から再入院に係る非行までの期間をいう。
 - 5 () 内は, 実人員である。

出典:平成28年犯罪白書

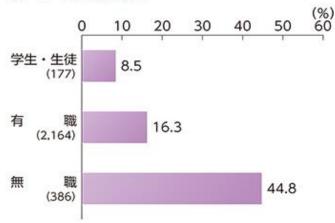
- ○出院後1年以内に再非行をして再入院する者が半分以上を占める。
- ○入院直後から出院後の生活を見据えた教育計画の策定・実施及び関係機関との連携を行う必要がある。

(平成29年)

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 - 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 - 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身 柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 - 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分(施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。)を受けた者の人員の占める比率をいう。
 - 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 - 6 () 内は、実人員である。

出典:平成30年犯罪白書

- ○学生及び有職者に比べ、無職者は顕著に再犯率が高い。
- ○教育関係機関及び就労支援関係機関との連携に加え、保護者への働き掛けも重要となる。